

令和6年度第2回作業環境測定士試験 (労働衛生関係法令)

指示があるまで、試験問題を開かないでください。

〔注意事項〕

1 解答方法

- (1) 解答は、別の解答用紙に記入(マーク)してください。
- (2) 使用できる鉛筆(シャープペンシル可)は、「HB」又は「B」です。
ボールペン、サインペンなどは使用できません。
- (3) 解答用紙は、機械で採点しますので、折ったり、曲げたり、汚したりしないでください。
- (4) 解答を訂正するときは、消しゴムできれいに消してから書き直してください。
- (5) 問題は、五肢択一式で、正答は一問につき一つだけです。二つ以上に記入(マーク)したもの、判読が困難なものは、得点としません。
- (6) 計算、メモなどは、解答用紙に書かずに試験問題の余白を利用してください。

2 受験票には、何も記入しないでください。

3 試験時間は1時間で、試験問題は問1～問20です。

4 試験開始後、30分以内は退室できません。

試験時間終了前に退室するときは、着席のまま無言で手を上げてください。

試験監督員が席まで伺います。

なお、退室した後は、再び試験室に入ることはできません。

5 試験問題はお持ち帰りください。

問 1 労働安全衛生管理体制に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

ただし、衛生管理者及び産業医の選任の特例はないものとする。

- 1 総括安全衛生管理者の選任は、選任すべき事由が発生した日から14日以内に行わなければならない。
- 2 衛生管理者を選任する場合、事業場の業種の区分及び常時使用する労働者数に関係なく、衛生工学衛生管理者免許を有する者を選任することができる。
- 3 労働衛生コンサルタントである者については、衛生管理者免許を有していなくても衛生管理者の資格がある。
- 4 常時500人の労働者を使用し、作業環境測定士が作業環境測定を行うべき作業場である指定作業場における業務に、常時100人の労働者を従事させる事業場においては、当該事業場に専属の者を産業医として選任しなければならない。
- 5 衛生委員会の委員のうち、議長となる委員以外の委員の半数については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には、労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。

問 2 労働安全衛生規則に基づく健康診断に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 専属の産業医を選任している事業場においては、健康診断は当該産業医が行わなければならない。
- 2 医師による健康診断を受けた後3か月を経過しない者を常時使用する労働者として雇い入れる場合、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、雇入時の健康診断において、省略することができる。
- 3 健康診断項目のうち、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときに省略することができるのは、定期の健康診断におけるものであり、雇入時の健康診断におけるものについては、省略することはできない。
- 4 塩化水素を発散する場所における業務に常時従事する労働者に対しては、6か月以内ごとに1回、定期的に、医師及び歯科医師による健康診断を行い、その結果に基づき、健康診断個人票を作成して、これを5年間保存しなければならない。
- 5 事業場において実施した定期健康診断の結果、健康診断項目に異常の所見があると診断された労働者については、健康を保持するために必要な措置について、健康診断を実施した日から3か月以内に、医師から意見聴取を行い、その意見を健康診断個人票に記載しなければならない。

問 3 次の業務に労働者をつかせるとき、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならないものとして、法令上、規定されていないものはどれか。

- 1 高圧室内作業に係る業務
- 2 酸素欠乏危険作業に係る業務
- 3 ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出する施設として法令で定める廃棄物焼却炉を有する廃棄物の焼却施設において焼却灰を取り扱う業務
- 4 石綿等が使用されている建築物の解体等の作業に係る業務
- 5 鉛化合物を製造する工程における鉛等の熔融、粉碎等の業務

問 4 次の作業主任者のうち、法令上、都道府県労働局長の免許を受けた者のうちから選任しなければならないものはどれか。

- 1 エックス線作業主任者
- 2 鉛作業主任者
- 3 酸素欠乏危険作業主任者
- 4 有機溶剤作業主任者
- 5 石綿作業主任者

問 5 国内で使用される次の防毒マスクを製造したとき、法令上、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う型式検定を受けなければならないものに該当しないものはどれか。

- 1 ハロゲンガス用防毒マスク
- 2 ホルムアルデヒド用防毒マスク
- 3 一酸化炭素用防毒マスク
- 4 アンモニア用防毒マスク
- 5 亜硫酸ガス用防毒マスク

問 6 法令により、定期的に作業環境測定を行うべき作業環境測定対象①、測定頻度②及び記録の保存期間③の組合せとして、誤っているものはどれか。

| | ① | ② | ③ |
|-----|---------------------------------|------------|-----|
| 1 | 労働者がその内部で作業を行う冷蔵庫における気温及び湿度 | 半月以内ごとに1回 | 3年 |
| 2 | 炭酸ガスが停滞するおそれのある坑内の作業場における炭酸ガス濃度 | 1か月以内ごとに1回 | 3年 |
| 3 | 水銀の濃度 | 6か月以内ごとに1回 | 3年 |
| ○ 4 | カドミウムの濃度 | 6か月以内ごとに1回 | 30年 |
| 5 | リフラクトリーセラミックファイバーの濃度 | 6か月以内ごとに1回 | 30年 |

問 7 作業環境測定を行うべき次の屋内作業場のうち、法令上、ふく射熱を測定する必要がないものはどれか。

- 1 鋳物の焙焼^{ばい}の業務を行う屋内作業場
- 2 加熱された金属の圧延等の加工の業務を行う屋内作業場
- 3 溶融金属の鋳込みの業務を行う屋内作業場
- 4 溶融ガラスからガラス製品を成型する業務を行う屋内作業場
- 5 熱源を用いる乾燥室により物を乾燥する業務を行う屋内作業場

問 8 次の作業場のうち、法令上、指定作業場に該当しないものはどれか。

- 1 常時特定粉じん作業を行う屋内作業場
- 2 石綿等を取り扱う屋内作業場
- 3 放射性物質取扱作業室
- 4 溶接ヒュームを取り扱う屋内作業場
- 5 鉛ライニングの業務を行う屋内作業場（遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。）

問 9 個人サンプリング法に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 第1種作業環境測定士は、個人サンプリング法について登録を受けていなくても、登録を受けている指定作業場の種類に応じ、個人サンプリング法に係る分析の業務を行うことができる。
- 2 第1種作業環境測定士は、個人サンプリング法について登録を受けていれば、登録を受けている指定作業場の種類にかかわらず、個人サンプリング法の対象となる作業環境測定における個人サンプリング法を行うことができる。
- 3 個人サンプリング法のうち、簡易測定機器を用いて行うものは、個人サンプリング法について登録を受けていない作業環境測定士であっても行うことができる。
- 4 粉じん作業を行う坑内作業場について、切羽に近接する場所の空気中の粉じん濃度を測定する場合、作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて行う試料空気の採取は、個人サンプリング法について登録を受けていない作業環境測定士であっても行うことができる。
- 5 C測定及びD測定を行った場合は、A測定及びB測定を行った場合と同様の方法により管理区分を決定する。

問10 作業環境測定基準に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 単位作業場所の床面の大きさが、縦、横ともに6メートル以下である場合には、有害物質のA測定における測定点の数は、5未満としてよい。
- 2 騒音の測定においては、一の測定点における等価騒音レベルの測定時間は、10分以上の継続した時間としなければならない。
- 3 特定化学物質又は有機溶剤の測定において検知管方式による測定機器を使用するときは、一の測定点における試料空気の採取時間は、10分以上の継続した時間としなくてもよい。
- 4 マンガン及びその化合物の捕集には、鉍物性粉じんを捕集する場合と同じ特性を有する分粒装置を用いなければならない。
- 5 中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるものについての一酸化炭素の含有率の測定は、検知管方式による一酸化炭素検定器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いて行わなければならない。

問 1 1 作業環境評価基準に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 測定値が管理濃度の10分の1に満たない測定点がある単位作業場所にあつては、管理濃度の10分の1を当該測定点における測定値とみなして、管理区分の区分を行うことができる。
- 2 第1評価値の計算には、A測定 of 測定値の幾何平均値及び幾何標準偏差を用い、第2評価値の計算には、A測定 of 測定値の算術平均値及び標準偏差を用いる。
- 3 A測定のみを行った場合、第2評価値が管理濃度を超過している単位作業場所の管理区分は、第3管理区分となる。
- 4 A測定とB測定を行った場合、A測定の第1評価値が管理濃度を超過している単位作業場所の管理区分は、B測定の結果にかかわらず、第1管理区分となることはない。
- 5 A測定とB測定を行った場合、B測定値が管理濃度の2倍を超過している単位作業場所の管理区分は、A測定の結果にかかわらず、第3管理区分となる。

問12 特定化学物質の区分等に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 特定化学物質障害予防規則が適用される物質の中には、第1類物質、第2類物質及び第3類物質のいずれにも該当しないものがある。
- 2 特別管理物質は、第1類物質又は第2類物質のいずれかに該当する。
- 3 オーラミン等とは、オーラミン及びマゼンタ並びにこれらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他のものをいい、第3類物質に該当する。
- 4 硫化水素は、第2類物質である。
- 5 硫酸は、第3類物質である。

問13 特定化学物質障害予防規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

ただし、同規則に定める適用除外及び設備の特例はないものとする。

- 1 第1類物質を製造しようとする者は、あらかじめ、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。
- 2 第1類物質及び第2類物質のうち、法令で定めるものを取り扱う業務に常時従事させたことのある労働者を使用している場合には、当該業務に現に従事させていなくても、当該労働者に対し、6か月以内ごとに1回、定期的に、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。
- 3 第1類物質又は第2類物質を常時取り扱う作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う作業場以外の場所に休憩室を設けなければならない。
- 4 第3類物質を取り扱う作業については、試験研究のため取り扱う作業を除き、特定化学物質作業主任者を選任しなければならない。
- 5 法令に基づき設置した排液処理装置については、2年を超える期間使用しない場合を除き、2年以内ごとに1回、定期的に、自主検査を行い、所定の事項を記録し、これを3年間保存しなければならない。

問14 有機溶剤等の区分に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 第1種有機溶剤等、第2種有機溶剤等及び第3種有機溶剤等をそれぞれ重量の8%ずつ含有する混合物は、第1種有機溶剤等である。
- 2 第1種有機溶剤等、第2種有機溶剤等及び第3種有機溶剤等をそれぞれ重量の4%ずつ含有する混合物は、第2種有機溶剤等である。
- 3 第1種有機溶剤等、第2種有機溶剤等及び第3種有機溶剤等をそれぞれ重量の1%ずつ含有する混合物は、第3種有機溶剤等である。
- 4 メタノールは、第2種有機溶剤等である。
- 5 コールタールナフサは、第3種有機溶剤等である。

問15 有機溶剤中毒予防規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。ただし、同規則に定める適用除外及び設備の特例はないものとする。

- 1 屋内作業場において有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、当該有機溶剤業務に係る有機溶剤等の区分を、色分け及び色分け以外の方法により、見やすい場所に表示しなければならない。
- 2 法令に基づき設置する局所排気装置又はプッシュプル型換気装置には、排ガス処理装置を設けなければならない。
- 3 屋外作業場において第2種有機溶剤等を用いて防水加工の業務を行う場合には、有機溶剤作業主任者を選任しなくてもよい。
- 4 通風が不十分な屋内作業場において第3種有機溶剤等を用いた洗浄の業務に常時従事する労働者に対しては、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。
- 5 有機溶剤等を入れてあった空容器で有機溶剤の蒸気が発散するおそれのあるものについては、当該容器を密閉するか、又は当該容器を屋外の一定の場所に集積しておかなければならない。

問16 電離放射線障害防止規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。
ただし、放射線業務従事者は、緊急作業には従事しないものとする。

- 1 女性の放射線業務従事者が管理区域内において受ける実効線量は、妊娠する可能性がないと診断されたもの及び妊娠と診断されたものを除き、3か月間につき5 mSvを超えないようにしなければならない。
- 2 男性の放射線業務従事者が管理区域内において受ける実効線量は、5年間につき100 mSvを超えず、かつ、1年間につき50 mSvを超えないようにしなければならない。
- 3 放射線業務従事者が管理区域内において受ける外部被ばくによる線量の測定は、放射線測定器を、男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性にあっては胸部に、その他の女性にあっては腹部に装着して行わなければならない。
- 4 放射線業務従事者が管理区域内において受けた外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量の測定結果については、見やすい場所に掲示する等の方法によって、管理区域内に立ち入る者に周知しなければならない。
- 5 放射線業務以外の業務のため管理区域に一時的に立ち入る労働者については、医師による特別の項目についての健康診断を行う必要はない。

問17 粉じん障害防止規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。
ただし、同規則に定める適用除外及び特例はないものとする。

- 1 屋内の特定粉じん発生源については、粉じんの発散を防止するため、密閉する設備の設置、局所排気装置の設置、プッシュプル型換気装置の設置、湿潤な状態に保つための設備の設置のうち、特定粉じん発生源に応じて定められたいずれかの措置又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。
- 2 特定粉じん作業以外の粉じん作業を行う屋内作業場については、当該粉じん作業に係る粉じんを減少させるため、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。
- 3 常時特定粉じん作業に係る業務に労働者を就かせるため、法定の科目について特別の教育を行ったときは、当該特別の教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを7年間保存しておかなければならない。
- 4 粉じん作業を行う屋内の作業場所については、毎日1回以上、清掃を行わなければならない。
- 5 粉じん作業を行う屋内作業場の床、設備等については、たい積した粉じんを除去するため、1か月以内ごとに1回、定期的に、清掃を行わなければならない。

問18 石綿障害予防規則等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 石綿作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知しなければならない。
 - 2 石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設置する局所排気装置は、局所排気装置のフードの外側における石綿の濃度が、石綿の管理濃度として定められた値と同じ値を超えないものとする性能を有するものでなければならない。
 - 3 石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設置する局所排気装置に設ける除じん装置は、粉じんの粒径にかかわらず、電気除じん方式によるものとすることができる。
- 4 石綿等の取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者に対して行った、医師による特別の項目についての健康診断の結果は、雇入れの際のもの、当該業務への配置替えの際のもの、定期のものいずれについても、実施後、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- 5 石綿等を取り扱う事業を廃止しようとするときは、石綿関係記録等報告書に、石綿に係る、作業の記録、作業環境測定記録及び健康診断個人票又はこれらの写しを添えて、所轄労働基準監督署長に提出するものとされている。

問19 酸素欠乏症等防止規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 しょうゆを入れたことのあるタンクの内部における作業は、第1種酸素欠乏危険作業である。
- 2 酸素欠乏危険場所において、その日の作業を開始する前に行う、空気中の酸素の濃度の測定又は空気中の酸素及び硫化水素の濃度の測定は、作業環境測定士でなければ実施することはできない。
- 3 酸素欠乏危険場所において、その日の作業を開始する前に、空気中の酸素の濃度の測定又は空気中の酸素及び硫化水素の濃度の測定を実施したときは、そのつど、所定の事項を記録して、これを3年間保存しなければならない。
- 4 酸素欠乏危険作業に労働者を従事させるときは、常時作業の状況を監視し、異常があったときに直ちにその旨を酸素欠乏危険作業主任者及びその他の関係者に通報する者を置く等異常を早期に把握するために必要な措置を講じなければならない。
- 5 酸素欠乏危険作業主任者の職務には、換気装置、空気呼吸器等を点検すること、空気呼吸器等の使用状況を監視することがある。

問20 労働安全衛生規則の衛生基準に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 労働者を常時就業させる屋内作業場の気積については、設備の占める容積及び床面から4mを超える高さにある空間を除き、労働者1人について、 10 m^3 以上としなければならない。
 - 2 労働者を常時就業させる場所の照明設備については、6か月以内ごとに1回、定期的に、点検しなければならない。
 - 3 多量の発汗を伴う作業場においては、労働者に与えるために、塩及び飲料水を備えなければならない。
 - 4 常時50人以上の労働者を使用するときは、労働者が臥床^がすることのできる休養室又は休養所を、男性用と女性用に区別して設けなければならない。
- 5 日常行う清掃のほか、大掃除を、1年以内ごとに1回、定期的に、統一的に行わなければならない。

(終り)